

日野町告示第30号

令和2年第4回日野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月5日

日野町長 塚 田 淳 一

1. 期 日 令和2年6月11日
 2. 場 所 日野町議会議場
-

○開会日に応招した議員

中 山 法 貴	梅 林 敏 彦
山 形 克 彦	金 川 守 仁
松 尾 信 孝	中 原 信 男
安 達 幸 博	佐々木 求
竹 永 明 文	小 谷 博 徳

○応招しなかった議員

な し

第4回 日野町議会定例会会議録（第1日）

令和2年6月11日（木曜日）

議事日程

令和2年6月11日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議会関係の報告（議長）
 - (2) 一般行政報告（町長）
 - (3) 令和元年度日野町繰越明許費繰越計算書（町長）
 - (4) 令和元年度一般財団法人日野町農林振興公社事業及び収入支出決算について（町長）
 - (5) 令和元年度奥日野土地開発公社事業及び収入支出決算について（町長）
 - (6) 令和2年度奥日野土地開発公社収入支出予算について（町長）
- 日程第4 議案第36号 日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について（町長）
- 日程第5 議案第37号 日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について（町長）
- 日程第6 議案第38号 日野町税条例等の一部改正について（町長）
- 日程第7 議案第39号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）（町長）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議会関係の報告（議長）
 - (2) 一般行政報告（町長）
 - (3) 令和元年度日野町繰越明許費繰越計算書（町長）
 - (4) 令和元年度一般財団法人日野町農林振興公社事業及び収入支出決算について

(町長)

(5) 令和元年度奥日野土地開発公社事業及び収入支出決算について (町長)

(6) 令和2年度奥日野土地開発公社収入支出予算について (町長)

日程第4 議案第36号 日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
(町長)

日程第5 議案第37号 日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について (町長)

日程第6 議案第38号 日野町税条例等の一部改正について (町長)

日程第7 議案第39号 令和2年度日野町一般会計補正予算 (第2号) (町長)

出席議員 (10名)

1番 中山 法 貴	2番 梅 林 敏 彦
3番 山 形 克 彦	4番 金 川 守 仁
5番 松 尾 信 孝	6番 中 原 信 男
7番 安 達 幸 博	8番 佐々木 求
9番 竹 永 明 文	10番 小 谷 博 徳

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 伊 田 喜 浩 書記 ————— 影 井 宣 之
書記 ————— 音 田 雄 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 塔 田 淳 一 副町長 ————— 音 田 守
教育長 ————— 生 田 進 総務課長 ————— 渡 部 裕 之
住民課長兼会計管理者 ——— 遠 藤 律 子 企画政策課長 ————— 荒 木 憲 男
健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹 産業振興課長 ————— 角 井 学
建設水道課長 ————— 飛 田 朋 伸 教育課長 ————— 砂 流 誠 吾

午前10時00分開会

○議長（小谷 博徳君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人であり、定足数に達していますので、これより令和2年第4回日野町議会定例会を開会いたします。

本日は、中海テレビのテレビカメラ撮影を許可しておりますので、御承知おきください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小谷 博徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、松尾信孝議員、6番、中原信男議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小谷 博徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から6月18日までの8日間にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小谷 博徳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本町の監査委員から、第3回臨時会以後に実施された、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。別紙写しを配付し、報告といたします。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出することとなっております。令和元年度の報告書をお手元に配付し、報告といたします。

次に、第3回臨時会以後の議会関係について、報告いたします。

5月22日、鳥取県町村議会議長会役員会が開催され、議長が出席しました。

5月28日、鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会が開催され、議長が出席いたしました。

6月1日、町道根雨駅西側線開通式が行われ、議長が出席いたしました。

6月5日、本定例会開催のため、議会運営委員会を開催しております。また、同日、全員協議会を開催いたしました。

続きまして、一般行政報告を埴田町長が行います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 令和2年第3回議会臨時会以降の一般行政報告をいたします。

去る5月28日に鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会が招集されましたので、その概要を報告いたします。

議案といたしましては、財産の取得については、米子消防署伯耆出張所災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を更新するもの。工事請負契約の締結につきましては、桜の苑の防水、外壁、バリアフリー対応の改修を行うための工事に係るものでございます。いずれも原案のとおり可決されました。

6月1日には、町道根雨駅西側線開通式を執り行いました。本来であれば、町議会議員の皆様や各関係者に御出席いただき、開通式を行うつもりでございましたが、新型コロナウイルスの影響でごく小規模な式典といたしました。金持テラスひの出入りする車両の安全性の確保、施設利用者の利便性の向上を図り、利用者にとって、安心、安全な通行を確保できる道として期待できるものと思います。以上で報告を終わります。

○議長（小谷 博徳君） 続きまして、令和元年度日野町繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 令和元年度日野町繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに調製し、その後開かれる議会に報告することとなっております。令和元年度日野町一般会計及び公共下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、既に議決をいただいているところではございますが、繰越額が確定しましたので計算書を作成し、議会に報告するものでございます。内容につきましては、お手元の繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（小谷 博徳君） 続きまして、令和元年度一般財団法人日野町農林振興公社事業及び収入支出決算について、報告を求めます。

埴田町長。

○町長（埜田 淳一君） 一般財団法人日野町農林振興公社の令和元年度事業及び収入支出決算につきまして、御報告いたします。

これは、5月14日に開催された理事会で承認されたものでございます。お手元に配付しております報告書を御覧ください。内容につきましては、産業振興課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） それでは、令和元年度一般財団法人日野町農林振興公社の事業及び収入支出決算につきまして、概要を御報告いたします。1ページの令和元年度事業実績を御覧ください。

最初に、農作業受託事業の水稲作業です。水稲作業は計画に対し、実績は戸数と面積において若干の増減であります。代かき、刈取り、あぜ塗りの受託戸数・面積は増加し、荒起こし、荒かき、田植、秋起こしは受託戸数・面積とも減少しております。これは、農家が公社委託作業と担い手集落営農者委託作業の委託分けを行っているものと考えられます。牧草梱包の減少は、雨のため作業ができなかったことによるものです。

次に、転作等受託事業ですが、ソバ作業は、高齢により水稲からソバに転作したことにより受託作業が増加し、菜種作業は水稲に転換したことにより減少しております。

続きまして、2ページからの決算について御報告いたします。

まず、1の事業活動収入ですが、内訳は、受託事業収入は、刈取り作業・転作受託作業など1,224万5,645円の収入額です。そば等事業収入は、297万7,532円。補助金等収入は、町の運営費補助150万円です。その他駐車場管理、雑収入、利息を含めた収入総額は、3ページ上段、1,881万9,981円となっております。

次に、支出を御覧ください。受託事業費支出は、賃金、修繕費など858万8,002円。そば事業費支出は、122万1,197円です。

続いて、管理費支出ですが、決算額は4ページ中段を御覧ください。決算額640万3,906円となっております。その他の支出は、7万1,000円。事業活動支出合計決算額は、1,628万4,105円となっております。下段の当期収支差額253万5,876円と前期繰越収入差額1,791万3,781円の合計額2,044万9,657円が、令和2年度への繰越額となります。

次の5ページは、貸借対照表です。御覧いただきたいと思っております。

次に6ページには、財産目録を記載いたしております。流動資産合計と下段の固定資産合計を

加えた3,519万9,191円から負債合計26万4,818円を引いた、3,493万4,373円が正味財産となっております。

なお、決算時での未収金は、作業料11件、57万3,778円でしたが、その後回収いたしまして、5月末の未収金は、5件、39万142円。また未収金は、22万円でございます。また、その他固定資産の機械については、トラクター1台及びドライブハロー、運搬車両1台などを計上しております。

以上で、令和元年度一般財団法人日野町農林振興公社事業及び収入支出決算の報告とさせていただきます。

○議長（小谷 博徳君） 続きます、令和元年度奥日野土地開発公社事業及び収入支出決算について、報告を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 奥日野土地開発公社令和2年度第1回理事会が5月11日に開催され、令和元年度の事業及び収入支出決算が原案のとおり承認されましたので、その概要について、御報告いたします。

お手元に配付しております提出書類を御覧いただきたいと思います。内容につきましては、企画政策課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 荒木企画政策課長。

○企画政策課長（荒木 憲男君） それでは、令和元年度奥日野土地開発公社事業及び収入支出決算について、御説明いたします。

まず、令和元年度の事業報告であります。提出書類の2ページを御覧ください。第1回理事会を令和元年5月15日に開催し、平成30年度の事業報告と収支決算について承認をいただいたところであります。

続いて、第2回理事会を令和2年3月12日に開催し、令和2年度収入支出予算につきまして承認をいただいたところであります。

次に、決算につきましては、本年5月11日に開催の令和2年度第1回理事会において承認をいただきました。4ページを御覧ください。内訳を説明いたしますと、財産目録として、山陰合同銀行根雨支店に定期預金100万円、これが基本財産であります。損益計算書につきましては、6ページを御覧ください。費用といたしまして、一般管理費1,100円、事務用品費であります。収益といたしましては、町からの補助金1,000円、基本財産等の利息100円、合わせまして1,100円で、収入支出の差引き額はゼロ円であります。詳細につきましては、資料を

御覧いただきたいと思います。御説明は以上です。

○議長（小谷 博徳君） 以上で、諸般の報告を終わります。続きまして……。令和2年度、続いて報告いただきたいと思います。

訂正します。もう1点あるということですので、報告を許可します。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 奥日野土地開発公社令和元年度第2回理事会が3月12日に開催され、令和2年度の事業及び収入支出予算が原案のとおり承認されましたので、その概要について、御報告いたします。

お手元に配付しております提出書類を御覧いただきたいと存じます。内容につきましては、企画政策課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 荒木企画政策課長。

○企画政策課長（荒木 憲男君） それでは、令和2年度奥日野土地開発公社、収入支出予算について、御説明いたします。

まず、提出書類の1ページを御覧ください。当面は事業等の計画もありませんので、予算総額をそれぞれ2,000円としております。続いて、2ページを御覧ください。これは法人関係税の減免措置を受けるために必要な額を計上し、事務処理をしようとするものであり、収入は町からの補助金1,000円と出資金100万円の積立てに伴う預金利息1,000円で運営しようとするものであります。支出といたしまして、管理費、一般管理費として消耗品費2,000円を計上しております。詳細につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。御説明は、以上です。

○議長（小谷 博徳君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第36号 から 日程第7 議案第39号

○議長（小谷 博徳君） 続きまして、日程第4、議案第36号、日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてから、日程第7、議案第39号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）までを一括議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議がないようですので、一括議題とし、順次説明を求めます。

日程第4、議案第36号、日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程いただきました議案第36号、日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書を御覧ください。

これは、地方自治法等の一部を改正する法律により、町長もしくは委員会の委員もしくは委員または町の職員の町に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、町長等の職責、その他の事情を考慮して、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたことから、賠償責任の一部を免れさせることについて、必要な事項を定めるものでございます。詳細につきまして、総務課長より説明をさせますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 議案第36号、日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、御説明いたします。

2ページ、条例の制定が必要な理由と概要を御覧をいただきたいと思っております。

条例の内容でございます。町長等の損害賠償責任は、町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、賠償の責任を負う額から最低責任限度額を控除して得た額についてその責任を免れるというもので、その最低責任限度額とは、町長等の基準給与年額にその区分に応じ、次に申し上げます数を乗じて得た額とするものでございます。町長につきましては6、副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員については4、農業委員会の委員または固定資産評価審査委員会の委員については2、町の職員につきましては1でございます。また、このような損害賠償責任の免責を適用した場合には、次の事項について、議会への報告と公表の義務が生じます。

1つ目に、損害賠償責任の原因となった事実及び町長等の賠償の責任を負う額。2つ目に、賠償の責任を負う額からこの条例に基づき控除する額とその算定の根拠。3つ目に、賠償の責任を免れた額というものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたしまして、町長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について、適用をいたします。説明は以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 日程第5、議案第37号、日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第37号、日野町長及び副町長の給与の特

例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

このたび、令和2年度の町営住宅使用料の算定に当たり、過去に行った算定の検証の結果、算定方法の一部に誤りがあり、平成17年度以降の住宅使用料を過少に請求していたことが判明いたしました。町営住宅にお住まいの皆様をはじめ、町民の皆様には、多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

この件の内容、事実につきましては、3月26日の全員協議会、3月31日の新聞報道を通じ御説明、公表させていただいたとおりでございますが、平成16年度の公営住宅法制度改正の折に、住宅の経年劣化に伴い、使用料を割り引く係数の取扱いを誤ったことに起因するもので、過少額は文書保存期間内の過去11年間で、約510万円に上ります。過少に請求いたしました使用料を、過去に遡って請求させていただくことにつきましては、町が毎年、入居者の皆様の収入等に基づき、使用料を決定して通知をしており、入居をいただいている皆様には一切の手續の不備や責任もなく、また社会福祉の増進に寄与するという公営住宅の趣旨、目的から鑑み、生活を圧迫することは避けなければならないと考え、請求しないことと判断いたしました。

今回の不適正な事務執行につきましては、一個人のミスにとどまらず、組織的なチェック体制が不十分であったこと、事務引継における業務の検証作業の不足が招いた結果と心得ます。再発防止を徹底するに当たり、職員全員が危機感を持ち、組織全体でミスを防止する体制、意識を整える必要があります。

本日、町長及び副町長の給与月額を1か月間ではありますが、減額することを御提案し、ぜひこの事案を職員全員の危機意識の高揚と、当たり前ではありますが、適正な事務執行を誓う契機としたいと存じます。減額する期間は、今年7月1日から7月31日まで。減額する額は、町長については、給与月額の100分の10に相当する額、副町長については、給与月額の100分の5に相当する額とします。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 日程第6、議案第38号、日野町税条例等の一部改正について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程いただきました議案第38号、日野町税条例等の一部改正について、御説明申し上げます。議案書を御覧ください。

これは、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、住民課長より説明させますので、御審

議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 遠藤住民課長。

○住民課長兼会計管理者（遠藤 律子君） 議案第38号、日野町税条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第26号等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、日野町税条例の規定について、所要の改正を行うものであります。

議案書の2ページ、概要書を御覧いただきたいと思います。2、改正内容についてでございます。（1）中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置につきましては、厳しい経営環境に直面している中小企業に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税について軽減するもので、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同期間と比べて30%以上50%未満減少した場合は、課税標準を2分の1とし、50%以上減少した場合は、課税標準をゼロとするものであります。（2）生産性向上のために取得した償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例措置の拡充につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業、事業者等を支援する観点から、適用対象に新たに300万以上の先端設備等とともに導入された事業用家屋及び生産性が向上する構築物を加えるものであります。（3）軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするというものであります。（4）徴収猶予の特例措置につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、納付が困難であると認められる場合に、令和3年1月31日までに納期限が到来する町税につきまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例措置に係る手続等を定めたものであります。（5）寄附金税額控除の特例措置につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中止となりました指定行事の主催者に対する払戻し請求権を放棄した納税義務者に対しまして、その金額分を寄附とみなし、個人住民税の税額控除の対象とするものであります。（6）住宅借入金等特別税額控除の特例措置につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響によって新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用することとし、住宅借入金等特別税控除の適用年度を令和16年度まで、1年間延長するものであります。なお、これらの措置に伴う減収につきましては、交付金などにより全額国費により補填されることとなっております。

最後に、3、施行期日でございます。この改正後の日野町税条例の執行日は、公布の日からといたしております。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行することといたします。説明は以上であります。

○議長（小谷 博徳君） 日程第7、議案第39号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第39号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと存じます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ8,610万4,000円を追加し、予算総額を40億4,854万9,000円とするものでございます。補正額等は、2ページから4ページにかけて第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思っております。

次に、地方債の変更は、5ページ、第2表、地方債補正を御覧ください。過疎対策事業債の限度額を6,570万円増額の1億8,420万円とし、合計の限度額を8億3,210万円とするものでございます。

このたびの補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、日野病院が整備いたします病棟や透析室の陰圧装置の設置や、廊下の間仕切り工事、車椅子用階段昇降装置の設置など、院内の施設整備のための負担金として、485万7,000円。避難所における感染症対策物資の購入費など、167万4,000円を計上しております。そのほかには、議員の皆様全員に配付するタブレット端末機購入費用37万2,000円。日野高校双葉寮の入寮生徒数の増加と県外からの入寮生に対し、全額補助に変更する日野高校魅力向上事業に133万2,000円の増額。改めて予算計上いたしました、単身用向け若者住宅建設費用5,729万6,000円、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末整備を行う、校内通信ネットワーク整備事業624万円などを計上しております。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 議案第39号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）の内容について、御説明をいたします。7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、御覧をいただきたいと思っております。

8ページ、歳入について御説明いたします。国庫支出金、国庫補助金は、合計で1,559万2,000円の減額です。内訳です。総務費補助金が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金419万4,000円、民生費補助金は、生活保護適正実施推進事業補助金33万円の増額でございます。土木費補助金は、社会資本整備総合交付金が2,530万8,000円の減額の決定となりましたが、このうち橋梁修繕事業に係る519万2,000円は道路メンテナンス事業費補助金に、町道下黒坂線道路改修事業に係る2,011万6,000円は町道下黒坂線道路改良事業債に振り替えます。続いて、繰入金、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴い、不足する財源といたしまして、3,444万7,000円を繰り入れ、森林整備基金繰入金は新たな森林管理システム推進センター負担金の財源として、50万円を繰り入れます。諸収入、雑入は、消防団員退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われる額104万9,000円を計上しております。町債、林業債は、林道宝仏山線開設に伴う広域基幹林道整備事業債150万円、土木債は町道下黒坂線道路改修事業に伴う町道下黒坂線道路改良事業債2,180万円と若者定住住宅建設事業に伴う同建設事業債4,240万円を計上するものでございます。これら町債は、いずれも過疎対策事業債です。

次に、歳出について、御説明をいたします。10ページを御覧ください。議会費は、55万4,000円の増額です。4月の人事異動に伴う人件費及び共済費の変更と、議員の皆さん全員に貸与いたしますタブレット端末機購入費用を計上するものでございます。総務費、総務管理費、一般管理費は、98万1,000円の減額で、人事異動に伴う人件費、共済費の変更と町長及び副町長の給与減額による減額補正を行うものでございます。財産管理費は、役場庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託料として、2万1,000円の増額。11ページにかけて企画費は、298万5,000円の増額で、金持テラスひのに係る防犯カメラシステムを造設するための事業費と委託料、特定地域づくり協同組合設立に向け、事務局委託料と事務所使用料及びパソコンなど備品購入費、町営バスのコロナウイルス対策として、オゾン脱臭機の購入費、そして、日野高校双葉寮入寮生の支援として寮運営費負担金の増額などを計上するものでございます。情報処理費は、コロナウイルス対策として、役場執務室を分散し勤務をするためにLANケーブル費等購入費用として8万4,000円。交通安全対策費は、交通安全指導員の保険料増額に伴い3万円の増額です。防災諸費は、いずれもコロナウイルス対策によるものですが、避難所における感染症対策も重要でございます。避難所に配備いたします赤外線体温計や飛沫防止アクリル板、屋内用間仕切りなどの消耗品、備品などの購入費を計上いたしております。また、チャンネルひのを活用した感染拡大防止や様々な生活・経済支援の情報提供を増やしております。これに伴いまして、番組制作委託料の増額も見込まれますことから、合計で167万4,000円の増額でございます。

続いて、12ページにかけまして、徴税費、税務総務費は、人事異動による人件費及び共済費、合計で537万3,000円の減額です。戸籍住民基本台帳費も人事異動による補正で人件費、共済費、合わせて503万9,000円の増額です。

次に、13ページにかけて、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、303万6,000円の減額です。人件費及び共済費は、人事異動によるもの。負担金、補助及び交付金は、新たに介護サービス事業所感染症拡大防止対策事業費補助金として、59万4,000円を計上しております。続いて、児童福祉費、児童福祉総務費は、105万7,000円の増額。人件費及び共済費、人事異動によるものでございます。14ページにかけて、生活保護費、生活保護総務費は、生活保護制度改正に伴うシステム改修委託料として、66万円を計上しております。

次に、衛生費、保健衛生総務費は、485万7,000円の増額で、日野病院が行います新型コロナウイルス感染症対策事業の負担金です。この事業では、病棟や透析室におけます簡易陰圧装置の整備や動線を分けるための廊下間仕切り工事、車椅子用階段昇降機の設置などが予定をされております。清掃費、じんかい処理費は、ごみ袋の購入費用344万3,000円の増額。

次に、農林水産業費、農業費、農業総務費は、789万2,000円の増額で、人事異動に伴います人件費、共済費の増額でございます。農業振興費は、地域おこし協力隊員募集をインターネット上で行う専用サイトの利用料として、9万9,000円を計上いたしております。15ページ、林業費、林業振興費は、鳥取県が設立いたします新たな森林管理システム推進センターへの負担金として、50万円。林業開設費は、宝仏山2号線開設事業について、国からの予算追加配分がなされることから追加事業に係る負担金として、150万円を増額するものです。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費は、9万円の減額。人事異動に伴います減額でございます。16ページにかけて、道路橋梁費は、いずれも社会資本整備交付金の配分減額に伴う財源の振替でございます。道路維持費は、町道下黒坂線道路修繕工事に係るもので、社会資本整備交付金の減額分と一般財源負担分を合わせて、道路新設改良事業債に振り替え、橋梁維持費は、橋梁修繕事業に係る社会資本整備交付金の減額分を、同じ国庫支出金の道路メンテナンス事業費補助金に振り替えるものでございます。続いて、住宅費、住宅建設費は、単身者向け若者住宅の建設について、改めて野田地内に建設候補地を選考し、測量設計委託料、工事請負費、土地購入費及び簡易水道下水道への加入負担金として、合計5,729万6,000円を計上いたしました。続いて、消防費、非常備消防費は、退職消防団員の退職補助金として、104万9,000円の増額です。

次に、17ページにかけて、教育費、教育総務費、事務局費は、58万2,000円の減額で

す。報酬は、義務教育学校設立に向けての校舎建築検討委員会等の委員報酬、給料、職員手当及び共済費は、人事異動による減額です。役務費、使用料及び賃借料、備品購入費は、児童生徒1人1台タブレット端末機を整備する費用に係る費用でございます。続いて、中学校費、教育振興費は、57万6,000円の増額です。これは、部活動の外部指導者を1名増員するための報償費です。18ページにかけて、社会教育費、社会教育総務費は、656万円の増額です。給料及び職員手当等は、人事異動によるもの。工事請負費は、菅福食文化伝承館の豆腐圧搾機の更新に係る費用でございます。文化センター費は、7万円の増額。これは、消防用設備の点検に係る役務費と委託料。図書館費は、100万3,000円の増額。これは、図書、DVD等のAV資料及び図書用除菌ボックス等の購入に係る備品購入費です。保健体育費、学校給食費は、2万8,000円の増額。これは、給食センター食品庫の除湿器を更新するための備品購入費でございます。説明は、以上です。

○議長（小谷 博徳君） 議案第36号から議案第39号まで、提案説明が終わりましたが、質疑、討論、採決は、後日に行うこととし、留保いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第39号までを留保することに決定いたしました。

○議長（小谷 博徳君） お諮りいたします。本日の会議はこれで延会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。会議の再開は、6月15日10時といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時52分延会
